

ロイネットクラブ 会員規約

第1条（会員資格）

会員とは、ダイワロイヤル株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「ダイワロイネットホテル」（以下「ホテル」といいます。）に対し、本規約を承認のうえ、当社所定の入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条（会員カードについて）

- ①当社は、会員カードを会員1名につき1枚発行します。
- ②会員は、会員カードおよび会員資格を会員本人以外に譲渡・貸与・買入・寄託することはできません。
- ③会員カードは、一部ホテルは除き、宿泊時に「ルームキー」としてお使いいただけます。詳しくはホテルスタッフにお問い合わせください。

第3条（会員ポイントについて）

- ①会員ポイントは、チェックアウトの際に、所定のポイント数が宿泊したホテルで付与されます。
- ②会員ポイントは、会員本人からの電話予約、およびホテル公式サイト（<http://www.daiwaroynet.jp/>）からのご予約の場合、1,000円につき1ポイントを付与します。（1,000円未満は切捨。）旅行代理店、および各種予約サイト等を通じてのご予約の場合、2,000円につき1ポイントを付与します。（1,000円未満は切捨。）
- ③会員ポイントは、会員本人の宿泊料金のみを対象とします。宿泊以外の電話料金・VOD（ビデオ・オン・デマンド）・ボディケア（マッサージ）等・館内諸施設利用等にはポイントを付与できません。
- ④滞在中に付与される会員ポイントの利用・交換は、最終ご宿泊日の翌日以降から可能です。なお、会員ポイントの利用、交換についての最新情報は、ホテル公式サイト（<http://www.daiwaroynet.jp/club/>）に掲載しております。
- ⑤会員カードの紛失・盗難等により、第三者に利用された会員ポイントについては、当社は一切の責任を負いません。
- ⑥会員ポイントは、譲渡・貸与・買入・寄託・合算することはできません。
- ⑦会員が会員ポイントを宿泊料金に充当して利用する際、自動精算機より発行される領収書には利用ポイントの明細が記載され、領収書に記載される金額は、料金の合計からポイント利用分を差し引いた金額です。また、料金の合計金額を記載された領収書をご希望の場合、但し書きにポイント利用分を記載した領収書を発行します。
- ⑧会員ポイントの有効期間は第6条に定めます。

第4条（入会金・年会費）

入会金、年会費は無料です。

第5条（会員カードの再発行）

- ①会員カードを紛失した場合、「ダイワロイネットホテル各店」にお申し出ください。当社所定の手続きにより、再発行いたします。なお、再発行にかかる費用は無料ですが、ポイントは無効になります。
- ②会員カードの破損、磁気不良等の不具合が生じた場合は、「ダイワロイネットホテル各店」にて当該カードと引き換えに会員カードを再発行いたします。

第6条（会員カードの有効期限）

- ①会員カードの有効期限は最終ご宿泊日の翌日から起算して2年です。
- ②有効期限経過後は、会員資格および会員ポイントは自動的に喪失します。

第7条（個人情報の取り扱い）

当社は個人情報保護の重要性を認識し、これら個人情報を適切に利用し保護することが、事業活動の基本であるとともに社会的責任であると考え、次の方針のもとに信頼を一層確かなものにする活動を実施します。

- ①当社は、個人情報をお預かりする場合、その利用目的を明確にし、同目的の範囲内でのみ使用いたします。
- ②当社は、お預かりした個人情報については、契約の責任を果たすためならびにその他正当な理由のあるときを除き、ご承認いただいた以外の第三者には提供いたしません。
- ③当社は、個人情報への外部からの不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいなどの危険を防止するためのセキュリティー対策を実施し、個人情報を安全かつ適切に管理するよう努めます。
- ④当社の個人情報保護法方針につきましては、ダイワロイヤル株式会社公式サイト (<http://www.daiwaroyal.com/privacy.html>) をご参照ください。

第8条（届出事項の変更）

会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になった場合、遅滞なく当社または「ダイワロイネットホテル各店」へ届け出るものとします。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、以下の場合、有効期限内であっても会員資格および会員ポイントを喪失します。

- ①会員より退会の届けがあったとき
- ②住所、電話番号等の連絡先が不明になったとき
- ③入会時に虚偽の申請をしたとき
- ④利用代金の支払いが遅れる等、トラブルがあったとき
- ⑤ホテルおよび当クラブの名誉を著しく傷つけ、また秩序を乱したとき
- ⑥ホテル宿泊約款、利用規則および本規約に違反したとき
- ⑦会員カードの偽造・変造・不正利用が発覚したとき
- ⑧「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与している、またはこれに準ずる場合や準ずると当社が判断したとき
- ⑨刑事事犯による行為がホテル内であったとき
- ⑩その他、会員として相応しくないと当社が判断したとき

第10条（規約の変更等）

会員は、当社が本規約または会員特典を予告なく変更、改定または廃止することがあることを予め承諾するものとします。なお、会員は本規約の変更があった場合、改定後の規約に従うことを予め承諾するものとします。ご利用の際は最新の規約をホテル公式サイト（<http://www.daiwaroynet.jp/club/>）でご確認ください。

第11条（会員組織の終了）

当クラブは、事前に会員に対してその旨を告知した上で終了する場合があります。

平成 28 年 4 月 8 日改定

【お問い合わせ先】

本規約および当クラブの利用等についてのお問い合わせ・ご連絡は「ダイワロイネットホテル各店」までお願いいたします。